



\*太郎ご利用の皆様へ（相談室よりお知らせ）\*



日頃は太郎の運営にご理解・ご協力を頂きまして、ありがとうございます。

夏至を過ぎ、梅雨が明けたような晴れの日が続いています。6月からの猛暑、ゲリラ豪雨など気候も変動もあり、大変な夏の始まりです。ご家族のみなさまにおかれましては、無理な節電で夏ばてしたり、冷房で体を冷やしすぎたりして体調を崩されないようご自愛ください。暑い中でのマスクも要注意です。くれぐれも水分補給を欠かさず。

さて、下記の通りお伝えしたい事項がございますので、ご確認下さい。ご不明な点がございましたら、相談室あてにお問い合わせ下さい。

記

①7月の行事について

7月は、「七夕」にあわせて、皆様に短冊にお願い事を書いて頂き、各フロアに笹飾りを作って頂きました。また、7/6（土）の昼食は「七夕特別食」として七夕素麺、天ぷら（海老、夏野菜他）、冬瓜と茄子の煮物、七夕ゼリーなどを召し上がっていただきました。

また、8月に開催を検討していた入所フロアでの「夏祭り（納涼祭）」は、施設内感染症の状況から、残念ながら中止といたしました。9月の「敬老会」を楽しんでいただき、お祝いできるように企画を始めます。予定が立ちましたら、あらためてお知らせいたします。

ご家族の皆様におかれましては、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

②食中毒・感染症について

夏を迎え気温も高くなり、じめじめした日も多くなっています。食中毒ウイルスも発生しやすくなります。ご家族の皆様には、ご利用者の皆様に、お菓子・果物・おかず等食べ物をお持ちになる際は、ご注意いただきますようお願いいたします。

食べ物（特に生もの）をお持ちになる場合は、必ずフロアのスタッフに一声おかけくださいますようお願いいたします。

③【確認のお願い】認定証等の有効期限にご注意ください！

次に挙げる認定証は、有効期限が7月末（7/31）になっております。新しい認定証が届きましたら、太郎事務室までお預けいただきますようお願いいたします。

- ・「後期高齢者医療被保険者証」
- ・「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」

太郎内での医療・看護処置および服薬等は利用料に含まれていますが、医師の判断による施設外の病院受診等の際に必要となります。新しい「被保険者証」および「減額認定証」を、太郎事務室までお持ちいただきお預けください。

- ・「介護保険負担割合証」
- ・「介護保険負担限度額認定証」

「介護保険負担限度額認定証（居住費・食費負担額の減免通知書）」は、ご自身にて市区町村への申請が必要となりますので、ご注意ください。

ご不明な点は、太郎事務室・相談室までお気軽にお問い合わせください。利用者の皆様にはご負担をおかけいたしますが、よろしく願いいたします。（裏面に続きます）

#### ④【お知らせ】居住費の負担限度額改定について（2024年8月1日から）

「介護保険負担限度額認定証」をお持ちで居住費（と食費）の減免のある方（第1段階（個室利用者のみ）、第2段階、第3段階①・②）は、来る2024年8月1日より、「居住費」の負担額が【60円/日額】引きあがります（月額約1800～1860円）。この措置は厚生労働省による全国一律のものです。また、第4段階の方々の居住費負担額は変更ありません。ご不明な点があれば、太郎事務室・相談室までお問い合わせください。ご負担をおかけいたしますが、どうぞよろしくお願いいたします。

#### ⑤利用料のお支払いについて：振込も可能です（再掲）

太郎利用料のお支払いについて、1階事務室で直接お支払いいただくこともできますが、銀行口座【三菱UFJ銀行八王子中央支店／普通 1398721／老健口医療法人社団充会 理事長 吉岡 充】にお振込みいただけます。「利用者ご本人のお名前」でご登録いただくと幸いです。なお、振込手数料についてはご負担くださいますようお願い申し上げます。

#### ⑥【長期入所のご家族の皆様へ】

ケアプラン、栄養ケアプラン、リハビリマネジメントプランの確認について

〈〈ご面会時には、ケアプラン等の確認をお願いいたします！〉〉

介護老人保健施設は、ご本人様の身体・精神状況をふまえて、およそ3か月毎にサービス内容を見直すことが義務づけられております。各専門職スタッフによるケアカンファレンス（会議）で策定した「サービス計画書（ケアプラン）」や「リハビリ実施計画書」「栄養ケア計画書」の提示を、利用者ご本人やご家族に行います。

また、施設の役割として、3ヶ月を一区切りの入所期間とし在宅生活復帰の支援が原則となっておりますので、今後の療養や介護についての方針を、一緒に考えて参りたいと存じます。在宅生活の準備（ケアマネジャーとの連絡調整等）、施設ケア継続の手続（他施設や病院等の情報提供、申請・書類作成等）もお手伝い致します。

つきましては、現在のご本人様の生活の状況を報告しつつ、今後の介護方針等についてご家族との面談を行います。2・5・8・11月入所開始の方は、相談室あてに電話でご一報いただき、面談のご希望の時間を調整したいと存じます。事前にご連絡いただければ、ご面会時の空き時間でも、面談可能です。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ⑦【お知らせ】介護支援専門員 異動について

このたび7/1付で、介護支援専門員・森下優（もりした・まさる）が相談室配置として異動してまいりました。これまで介護スタッフ兼務で施設ケアプラン作成にかかわっていましたが、施設ケア計画を作成・修正・更新する主担当となります。ご家族にご連絡することも出てくると存じます。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

介護老人保健施設 太郎 相談室

